

全医・病会議発第 196 号

平成 28 年 9 月 23 日

一般社団法人日本医療安全調査機構

高久 史麿 理事長 殿

一般社団法人全国医学部長病院長会議

会長 新井

大学病院の医療事故対策委員会

委員長 有賀

拝啓

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会議に組織されます「大学病院の医療事故対策委員会」では、いわゆる改正医療法に伴って”法的に定義された医療事故”を貴機構に報告する際の一連の作業において、各地に所在する大学医学部、同附属病院と都道府県医師会が支援団体として協力する方策や、関連する諸課題について議論してまいりました。

そこで、本会議として貴機構に確認すべく、以下について申し入れたく思います。宜しくご検討ください。

敬具

記

- 1) 医療事故調査制度は、上記の法の趣旨に鑑みて、警察への届け出に代替えするものではないこと、および係争の手段でないことについて確認する。
- 2) 大学病院ではいわゆるアクシデントについて、今まで真摯に事例の検討を行ってきた。それは”法的に定義された医療事故”であるか否かを問わない。上記の協力関係においてもこの方針の通りであるが、貴機構への報告事例は”法的に定義された医療事故”である。
- 3) 都道府県医師会には各種支援団体を取り纏める協議会の設置が求められている。各地に所在する大学医学部、同附属病院はこの観点でも都道府県医師会と協力体制を組む。
- 4) 医療事故の判断並びに調査の主体は管理者にある。報告の責任も管理者の下にある。調査の展開にあっては主体的ないし自律的な方法を阻害してはならない。中立性などの”相対的な価値”を以て、外部から不要な干渉をすることは許されない。
- 5) 各地に所在する大学医学部、同附属病院と都道府県医師会とが支援団体として協力する際にも、上記 1)、2)、3)、4) の諸原則を遵守する。このことにより、地域医療において医療者と患者・家族らとの信頼関係を強化することは、先の法の趣旨と調和ないし共鳴する。
- 6) 未来に渡って予測することは不可能であるが、現に事故調査報告書が係争の具として利用されることが明らかな場合には、医療安全の確保という制度の目的に鑑みて、貴機構において今回の法に規定される作業は行わない。係争の手段として行われる事象は全て、この法の境外にて処理されるべきである。

以上